

福島県立特別支援学校（高等部）をめざすみなさんへ

このリーフレットは、福島県立特別支援学校（高等部）をめざすみなさんと保護者の方に向け、入学者選抜について理解していただくために作成したものです。Q & A形式で解説します。

今後の進路を考える際の参考にしてください。

Q 県立特別支援学校（高等部）の入試は、どのような選抜ですか？

A みなさんが個性や能力を最大限発揮できるように、次のような選抜があります。

前期選抜

教育相談必須 2月上旬出願 → 3月初旬各選抜の実施
※出願を検討された時点で、できるだけ早期に出願先の学校へお問い合わせください。

障がい等の状態や教育課程の履修状況により、学力検査の内容が異なります。

視覚障がい者、聴覚障がい者、肢体不自由者、病弱者である者を教育する中学部又は中学校で、通常の教育課程を履修した者

○学力検査 <国語、社会、数学、理科、外国語（英語）>

○面接 ○調査書

知的障がい者及び重複障がい者を教育する中学部又は中学校で、国語、数学の教科を位置付けた教育課程を履修した者

○学力検査
国語、数学
自立活動の諸検査又は
作業・運動能力検査

○面接 ○調査書

知的障がい者及び重複障がい者を教育する中学部又は中学校で、各教科等を合わせた指導を主とした教育課程を履修した者

○学力検査
自立活動の諸検査又は
作業・運動能力検査

○面接 ○調査書

知的障がい者及び重複障がい者を教育する中学部又は中学校で、自立活動を主とした教育課程を履修した者

○学力検査
自立活動の諸検査及び
行動観察

○面接 ○調査書

後期選抜

教育相談必須 3月下旬出願・実施
※前期に高等学校へ出願し、後期のみ特別支援学校へ出願することが想定される場合、前期選抜前に後期出願先の学校へお問い合わせください。

○小論文又は自立活動の諸検査若しくは作業・運動能力検査

○面接 ○調査書

Q どの特別支援学校でも受験可能ですか？

A 高等部に入学を出願できる者は、学校教育法施行令第22条の3に定められた障がいのある者です。該当となる障がいの程度については、特別支援教育課ホームページから「福島県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要綱」25ページをご参照ください。

なお、出願にあたっては、障がいのあることを証明する書類（「療育手帳」・「身体障害者手帳」）の写しや医師の診断書又は意見書などが必要となります。

県内に25校ある特別支援学校は、それぞれ対象としている障がいの種類があります。学校については、特別支援教育課のホームページ及び各特別支援学校のホームページをご覧ください。

特別支援教育課



Q 出願にあたって、高等学校との違いはありますか？

A 各学校が実施する教育相談を受ける必要があります。出願時期、出願先変更等は、高等学校入学者選抜に準じます。出願を検討された時点で、できるだけ早期に出願先の学校へお問い合わせください。

Q 前期選抜で高等学校に出願した場合、後期選抜で特別支援学校に出願できますか？

A 出願できます。後期選抜の出願資格は、前期選抜で高等学校若しくは特別支援学校高等部を受験している者、出願したが特別の事情で受験できなかった者、他県からの転入のため、特別支援学校前期選抜に出願できなかった者が対象です。

なお、出願前までに、各学校が実施する教育相談を受けることが必要となります。

Q 後期選抜の教育相談はいつ受けたらよいですか？

A 出願を検討された時点で、できれば前期選抜の前に教育相談を受けてください。

教育相談の期間を設定している学校があることや、前期合格発表と後期出願締め切りまでの期間が短いことから、後期のみの出願が想定される場合も、前期選抜前に教育相談を受けてくださいますようお願いします。

Q なぜ教育相談が必要なのですか？

A 志願する特別支援学校に該当する障がいの程度であるかどうかや、その特別支援学校の教育課程がこれまでの学びにつながっているかどうかについて相談したり、出願に必要な書類等の説明をさせていただいたりするために必要です。ご本人の力を最も伸長する進路選択となるよう、教育相談を実施しています。